

令和3年度の住民税の改正点など

問合せ 課税課市民税係④162

令和3年度から個人住民税（市・都民税）が次のように改正されます。

基礎控除の改正

◆基礎控除額を一律10万円引き上げます。
◆合計所得金額が2400万円を超える場合、その金額に応じて基礎控除額が段階的に減少または消失します。

合計所得金額（給与収入）	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下 (2,595万円以下)	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)		29万円
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)		15万円
2,500万円超 (2,695万円超)		適用なし

※（ ）内は所得が給与所得のみの場合の、合計所得金額から逆算した給与収入額

◆給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額の上限を195万円に引き下げます。

※23歳未満の親族や特別障害者である親族などを扶養する方に負担が増加しないよう対策を講じます（所得金額調整控除の創設）。

公的年金等所得控除の改正

◆公的年金等所得控除額を一律10万円引き下げます。

◆公的年金等所得控除額の上限を195万5000円に設定します。

◆公的年金等の収入以外の所得金額が1000万円を超える場合、その所得額に応じて公的年金等所得控除額が段階的に減額します。

所得金額調整控除の創設

給与収入が850万円を超える納税義務者は増税となるため、そのうち子育てや介護を行っている方に負担が増加しないようにします。

また、給与所得・年金所得の両方がある方は、給与所得控除額・公的年金等控除額の両方が10万円引き下げられるため、基礎控除が引き上げられても、負担が増加しないようにします。

固定資産税に関する届け出・申告を

取壊し家屋（建物）の届け出を

令和2年中に家屋（全部または一部）を取り壊した場合、届け出が必要です。
◆**登記されている家屋**：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記をしてください。
◆**未登記の家屋**：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出してください。

※取壊しの届け出がないと、令和3年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

住宅用地などの申告は2月1日（月）までに

市内に土地を所有している方で、令和2年中に次に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

- ・土地を新しく住宅用地として使用した。
- ・土地を住宅用地として使用しなくなった。
- ・住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新（増）築した。
- ・住宅を事業用家屋に用途変更した。

住宅建替え中の住宅用地に特例があります（建替え特例）

住宅用の家屋が建設されていない土地や建設中の土地については、原則として住宅用地の特例は適用されません。しかし、建替えにより住宅を取り壊し、賦課期日（1月1日）に住宅が存在しない場合や住宅の新築工事に着手しているなど、一定の要件を満たす場合は、住宅用地の特例を受けることができます。

この特例を受けるためには、土地の所有者からの申告が必要です。詳しくは問い合わせてください。

固定資産税（家屋）の減額措置があります

「住宅のバリアフリー改修」「住宅の耐震改修」「住宅の省エネ改修」の、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。

改修工事後3か月以内に申告が必要です。詳しくは問い合わせください。
申告先・問合せ 課税課資産税係④157

◆給与収入850万円を超える納税義務者のうち、子育て世帯などに対する調整措置

〇対象

- ・本人が特別障害者
- ・23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

〇控除額（給与等の収入金額※1 - 850万円）×10%

※給与等の収入金額が1000万円を超える場合には上限1000万円

◆給与所得と年金所得両方を有する方への措置

〇対象 給与所得控除後の給与所得等の金額および公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える納税義務者

〇控除額（給与所得控除後の給与等の金額※2 + 公的年金等の雑所得の金額） - 10万円

※給与所得控除後の給与所得等の金額、公的年金等の雑所得の金額ともに上限10万円

調整控除の改正

前年の合計所得金額が2500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

扶養親族等の所得金額要件の改正

扶養親族等の合計所得金額要件なども見直されました。

未婚のひとり親に対する税制上の措置

および寡婦（寡夫）控除の見直し
◆婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」を適用します。
◆右記以外の寡婦については引き続き寡婦控除を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円以下）を設けます。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未婚）」「妻（未婚）」の記載がある方は対象外となります。
※今回の改正に伴い、ひとり親および寡婦が非課税措置の対象となります。



軽自動車税（種別割）の継続減免回答書の提出を

令和2年度に軽自動車税（種別割）の減免を受けている車両について、令和3年度も減免を継続できるか確認するため、対象の方へ照会書を送ります。同封の回答書に記入の上、必ず返送してください。

送付時期 1月上旬
回答期限 1月29日（金）（必着）
回答方法 郵送または直接、提出先へ

※期限までに回答がない場合は、継続減免となりません。
※継続減免に該当しない場合は、5月上旬に納税通知書を、継続減免が決定した場合は、6月上旬に減免決定通知書を送付します。

提出先・問合せ 課税課市民税係④165

令和2年度第7回インターネット公売

参加申込期間 1月6日（水）午後1時～19日（火）午後11時
公売ウェブサイト ヤフー官公庁オークション
動産公売（せり売り）
入札期間 1月25日（月）午後1時～27日（水）午後11時
出品内容 ゲーム機、空気清浄機、掃除機、玩具など約300点
不動産公売（入札）
入札期間 1月25日（月）午後1時～2月1日（月）午後1時

出品内容 不動産物件3件
※詳しくは、市公式サイト・ヤフー官公庁オークションサイトをご覧ください。
問合せ 納税課④168

公売の出品例



▲ Nintendo Switch



▲ 羽村市神明台マンション1室

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。